「適格担保取扱基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、下記の諸 措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、適格担保の担保価格等に関して金融市場の情勢等を踏まえて 行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の 担保利用の効率性を確保する観点から、適格担保の担保価格等を見直すも のです。

記

- 1. 「適格担保取扱基本要領」(平成 12 年 10 月 13 日決定)を別紙 1 のと おり一部改正すること。
- 2. 「国債の条件付売買基本要領」 (平成 14 年 9 月 18 日決定) を別紙 2 のとおり一部改正すること。
- 3. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」 (平成 16 年 4 月 9 日決定) を別紙 3 のとおり一部改正すること。
- 4. 「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日決定)を別紙4のとおり一部改正すること。
- 5. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」(平成23年4月28日決定)を別紙5のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 福 田 (03-3277-3768) 金融市場局 飯 島 (03-3277-1272)

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

○ 別表1を横線のとおり改める。

別表1

担保の種類および担保価格

- 1. 国債(変動利付国債、分離元本振替国債および 分離利息振替国債、物価連動国債ならびに割引短 期国債を除く。) および国庫短期証券(割引短期 国債および政府短期証券をいう。)
 - (1) (4) **略**(不変)
- (5) 残存期間20年超30年以内のもの

時価の9695%

- (6) 略(不変)
- 1-2. 略 (不変)
- 1-3. 分離元本振替国債および分離利息振替国債

(5) 残存期間20年超30年以内のもの

時価の9493%

(6) 残存期間30年超のもの

時価の9392%

- 1-4. 物価連動国債

- (5) 残存期間20年超30年以内のもの
- 時価の8988%

- (6) 略 (不変)
- 2. 政府保証付債券
- (1) } 略 (不変)
- (5) 残存期間20年超30年以内のもの 時価の9594%

- (6) 略(不変)
- 3. 略 (不変)
- 4. 地方債

(5) 残存期間20年超30年以内のもの 時価の95<u>94</u>%

- (6) 略 (不変)
- 5. 財投機関等債券

(5) 残存期間20年超30年以内のもの 時価の9493%

- (6) 略(不変)
- 6. 社債

(5) 残存期間20年超30年以内のもの 時価の9493%

- (6) 略(不変)
- 7. 略(不変)

- 8. 略 (不変)
- 9. 資産担保債券

(5) 残存期間20年超30年以内のもの

時価の9493%

- (6) 略(不変)
- 10. 略(不変)
- 11. 不動產投資法人債

(4) 残存期間10年超20年以内のもの

時価の9193%

(5) 残存期間20年超30年以内のもの

時価の9091%

(6) 残存期間30年超のもの

時価の8991%

- 12. 略(不変)
- 13. 外国政府債券

(5) 残存期間20年超30年以内のもの

時価の9493%

- (6) 略 (不変)
- 14. 国際金融機関債券

(5) 残存期間20年超30年以内のもの

時価の9493%

(6) 略(不変)

- 18. 企業に対する証書貸付債権
- (3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の8580%

- $\begin{pmatrix} 4 \\ (5) \end{pmatrix}$ 略 (不変)
- 19. 不動産投資法人に対する証書貸付債権
- $\begin{pmatrix} 1 \\ 2 \end{pmatrix}$ 略 (不変)
- (3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の8580%

- $\begin{pmatrix} 4 \\ 5 \end{pmatrix}$ 略 (不変)
- 20. 政府(特別会計を含む。) に対する証書貸付 債権
- (1) 略 (不変)
- (2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の9495%

- (3)\$ 路(不変) (5)
- 21. 政府保証付証書貸付債権
- (1) 略(不変)
- (2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の9495%

(3)略 (不変) (5)

22. 略 (不変)

(特則)

略 (不変)

(附則)

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

○ 別表1を横線のとおり改める。

別表1

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

| ニ. 残存期間10年超20年以内のもの 1.0201.021 | AN ALBERT . | | |
|--------------------------------|--------------|--|------------------------------|
| | 一 柱 75 世 1 1 | $0 \pm 9 \cdot 9 \cdot 0 \pm 11 \pm 0 \cdot 1 \pm 0 \cdot 1$ | 1 0901 091 |
| | 一. 7玄/十六川目 1 | U + F Z U + F Z Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y | 1. V 2 V 1. U 2 1 |

ホ. 略(不変)

(2) 変動利付国債

| イ. | 残存期間 1 年以内のもの | 1.009 1.003 |
|----|------------------|------------------------|
| 口. | 残存期間1年超5年以内のもの | 1.013 1.007 |
| ハ. | 残存期間5年超10年以内のもの | 1.020 1.014 |
| 二. | 残存期間10年超20年以内のもの | 1.020 1.021 |

(3) 物価連動国債

| イ. 残存期間1年以内のもの | 1.039 1.038 |
|--------------------|------------------------|
| 口. 残存期間1年超5年以内のもの | 1.043 1.042 |
| ハ. 残存期間5年超10年以内のもの | 1.051 1.050 |

二. 略(不変)

ホ. 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 1. 0 6 8 1. 0 6 7

へ. 残存期間30年超のもの

1.0681.070

2. 売却の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を 除く。)

二. 残存期間10年超20年以内のもの

0.9810.980

ホ. 略(不変)

へ. 残存期間30年超のもの

0. 9720. 969

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの

0.9920.998

口. 残存期間1年超5年以内のもの

0. 9880. 994

ハ. 残存期間5年超10年以内のもの

0. 981<u>0. 987</u>

二. 残存期間10年超20年以内のもの

0.9810.980

(3)物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの

0.9640.965

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの

0.9600.961

ハ. 残存期間5年超10年以内のもの

0.9540.955

二. 略 (不変)

ホ. 残存期間20年超30年以内のもの

0.9400.941

へ. 残存期間30年超のもの

0.9400.938

○ 別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保価格

1. 受入の場合

(1) 担保国債(変動利付国債、分離元本振替国債お よび分離利息振替国債ならびに物価連動国債を 除く。)

ニ. 残存期間10年超20年以内のもの 時価の98.198.0%

ホ. 略(不変)

へ. 残存期間30年超のもの

時価の97.296.9%

時価の93.793.5%

(2) 変動利付国債

| イ. 残存期間1年以内のもの | 時価の 99.2 <u>99.8</u> % |
|---------------------|-----------------------------------|
| ロ. 残存期間1年超5年以内のもの | 時価の <u>98.8</u> 99.4% |
| ハ. 残存期間5年超10年以内のもの | 時価の 98.1 <u>98.7</u> % |
| 二. 残存期間10年超20年以内のもの | 時価の <u>98.1</u> 98.0% |

(3) 物価連動国債

| イ. | 残存期間1年以内のもの | 時価の96.396.4% |
|----|------------------|---------------------------|
| 口. | 残存期間1年超5年以内のもの | 時価の <u>95.9</u> 96.0% |
| ハ. | 残存期間5年超10年以内のもの | 時価の <u>95.2</u> 95.3% |
| 二. | 略(不変) | |
| 朩. | 残存期間20年超30年以内のもの | 時価の 93.7 93.8% |

へ. 残存期間30年超のもの

2. 差入の場合

(1)担保国債(変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

二. 残存期間10年超20年以内のもの

時価の101.9102.0%

ホ. 略 (不変)

へ. 残存期間30年超のもの

時価の102.8103.1%

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの

時価の100.8100.2%

口. 残存期間1年超5年以内のもの

時価の101.2100.6%

ハ. 残存期間5年超10年以内のもの

時価の101.9101.3%

二. 残存期間10年超20年以内のもの

時価の101.9102.0%

(3)物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの

時価の103.7103.6%

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの

時価の104.1104.0%

ハ. 残存期間5年超10年以内のもの

時価の104.8104.7%

二. 略(不変)

ホ. 残存期間20年超30年以内のもの

時価の106.3106.2%

へ. 残存期間30年超のもの

時価の106.3106.5%

(附則)

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

時価売却価格比率

1. 利付国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。) および国庫短期証券

| (4) 残存期間10年超20年以内のもの | 0.981 0.980 |
|----------------------|------------------------|
|----------------------|------------------------|

(5) 略 (不変)

| (6) 残存期間30年超のもの 0. (| 972 0. | 969 |
|----------------------|-------------------|-----|
|----------------------|-------------------|-----|

2. 変動利付国債

| (1) 残存期間1年以内のもの | 0.992 0.998 |
|----------------------|---------------------------------|
| (2) 残存期間1年超5年以内のもの | 0. 988 <u>0. 994</u> |
| (3) 残存期間5年超10年以内のもの | 0.981 0.987 |
| (4) 残存期間10年超20年以内のもの | 0.981 0.980 |

3. 物価連動国債

| (1) 残存期間1年以内のもの | 0.964 <u>0.965</u> |
|----------------------|---------------------------------|
| (2) 残存期間1年超5年以内のもの | 0.960 <u>0.961</u> |
| (3) 残存期間5年超10年以内のもの | 0. 9540. 955 |
| (4) 略(不変) | |
| (5) 残存期間20年超30年以内のもの | 0. 940 <u>0. 941</u> |
| (6) 残存期間30年超のもの | 0. 940 <u>0. 938</u> |

(附則)

「適格外国債券担保取扱要領」中一部改正

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

適格外国債券の適格基準および担保価格

- 1. 略 (不変)
- 2. 担保価格

残存期間1年以内のもの 残存期間1年超5年以内のもの 時価(円貨換算後)の8485% 残存期間5年超10年以内のもの 時価(円貨換算後)の8485% 残存期間10年超20年以内のもの 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 残存期間30年超のもの

時価 (円貨換算後) の8 4<u>8 5</u>% 略 (不変) 時価(円貨換算後)の8283%

(附則)

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中一部改正

- 4. (1)を横線のとおり改める。
 - (1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

社債

ホ. 残存期間20年超30年以内のもの 時価の9493%

へ. 略 (不変)

手形

手形金額の8180%

証書貸付債権

- イ. 正常先証書貸付債権
 - (イ) 残存期間1年以内のもの 残存元本額の8180%
 - (ロ) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の6564%
 - (ハ) 略 (不変)
 - (二) 残存期間5年超7年以内のもの 残存元本額の4035%
 - (ホ) 略 (不変)
- ロ. イ. 以外のもの
 - (イ) 略(不変)
 - (ロ) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の8281%

- 4. (3) を横線のとおり改める。
 - (3)被災地地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権

イ. 残存期間1年以内のもの 残存元本額の81<u>80</u>%

 ロ. 残存期間1年超3年以内のもの
 残存元本額の6564%

ハ. 略 (不変)

二. 残存期間5年超7年以内のもの 残存元本額の4035%

ホ. 略(不変)

(附則)